京都市中央市場における分煙の徹底について

平成29年4月から指定喫煙所を除き,市場内を全面禁煙としました。

このため、市場内における分煙の徹底に向け、違反者に対する罰則規定を設けるとともに、開設者による定期的な取締を実施しています。

これにより,市場内では,指定場所以外で喫煙する者はほとんど見られなくなりましたが,引き続き,分煙の徹底に向けて取り組んでいく必要があります。

1 これまでの取組の経過

平成26年6月まで 市場業界による自主的な卸売場内禁煙活動 (禁煙範囲:卸売場内) 平成26年7月 禁煙範囲の拡大

> (禁煙範囲:水産棟・青果棟・関連棟(店舗内を除く),公共の通路) 「対策〕

- ・市職員による禁煙啓発、禁煙周知の場内放送及び看板の設置
- ・市場内巡回(警備員)人員を配置し、禁煙の指導

平成29年4月1日 市場内全面禁煙開始(禁煙範囲:指定喫煙所を除く市場敷地内) 違反者に対する罰則適用開始

[対策]

- 市場敷地内に喫煙所増設
- ・市場内全面禁煙の看板・ポスター、啓発ビラの作成

2 取組内容

平成29年4月1日付けで「市場内における分煙の徹底及び物流動線の確保に係る違反 行為の取扱に関する要綱」を制定し、指定喫煙所を除く市場敷地内を全面禁煙としました。 分煙の徹底に当たっては、喫煙所や啓発看板を設置するとともに、市職員による集中啓 発を実施しました。現在も、定期的な取締を行い、違反者に対しては、以下の罰則を適用

しています。

・ 違反者に対する罰則内容

1回目 警告書の交付

2回目 呼び出し指導・誓約書の提出

3回目以降 本人及び事業主に対する行政処分(入場停止,営業停止または過料)

3 指導実績

平成30年1月末までの取締実績は以下のとおりです。なお、同一の事業者の従業員2 人が違反行為を行ったため、代表者を呼び出し、指導を行いました。

- 警告書の交付 37件(場内業者19件,場外業者18件)
- ・ 呼び出し指導 1件(事業者 1件,個人 0件)